1 次の史料の名前は何か。

[A]

[第1条] 議会の同意なしに、法の執行を一時停止する、あるいは法的権限によって 法の執行を一時停止する、偽りの権力は違法である。

[第2条]法または法の執行を規制当局によって停止する、偽りの権力は違法である。 [第5条] 国王に請願することは臣民の権利であり、そのような請願に対するすべて の罪状および起訴は違法である。

[B]

[第1条] まず第一に、イングランドの教会が自由であり、その諸権利はこれを完全に保持し、その自由は侵されることがない旨を、朕は、朕および朕の相続人のために、永久に神に許容し、かつこの朕の特許状をもって確認する。

〔第 39 条〕いかなる自由人も彼の同輩の法に適った判決か国法によるのでなければ、逮捕あるいは投獄され、または所持物を奪われ、または追放され、または何らかの方法で侵害されてはならない。

[第 63 条] このように、朕は、イングランドの教会が自由であること、ならびに朕の王国内の民が前記の自由、権利および許容のすべてを、正しくかつ平和に、自由かつ平等に、かつ完全に、かれら自身のためおよびその相続人のために、朕と朕の相続人から、いかなる点についてもまたいかなる所においても、永久に保有保持することを、欲し、かつ確かに申付ける。・・・朕の治世第17年6月15日、朕の手より与えらる。

[C]

・・・われわれは、以下の事実を自明のことと信じる。すなわち、すべての人間は生まれながらにして平等であり、その創造主によって、生命、自由、および幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられているということ。こうした権利を確保するために、人々の間に政府が樹立され、政府は統治される者の合意に基づいて正当な権力を得る。そして、いかなる形態の政府であれ、政府がこれらの目的に反するようになったときには、人民には政府を改造または廃止し、新たな政府を樹立すること。・・・以上である。

[D]

[第1条] すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

〔第2条〕①すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

[第3条] すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

〔第4条〕何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

〔第5条〕何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

[E]

[第1条]人は、自由かつ諸権利において平等なものとして生まれ、そして生存する。 社会的区別は、公共の利益への考慮にもとづいてしか行うことはできない。

[第2条] すべての政治的結合の目的は、人の自然かつ消滅しえない諸権利の保全に ある。これらは、自由、所有権、安全および圧政に対する抵抗である。

〔第3条〕あらゆる主権の原理は本質的に国民に存する。いかなる団体、いかなる個人も、国民から明示的に発するものではない権威を行使することはできない。

[第 16 条] 諸権利の保障が確保されず、権力の分立も定められていない社会には、 憲法は存在しない。

[F]

〔第 151 条〕

①経済生活の秩序は、すべての人に、人間に値する生存を保障することを目指す正 義の諸原則に適合するものでなければならない。各人の経済的自由は、この限界内 においてこれを確保するものとする。

②法律的強制は、脅かされている権利を実現するため、又は、公共の福祉に反する時にのみ、許される。

③通商及び営業の自由は、法律の定める基準に従って保障される。

A	В	С
D	Е	F

- 2 次の文は、いずれも日本国憲法の一部である。第何条か、それぞれ答えよ。
- **ア**[天皇の地位と主権在民] 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。
- **イ** [戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認] ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

- **ウ**[内閣の助言と承認及び責任] 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。
- **エ**[天皇の国事行為] 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国 事に関する行為を行ふ。
 - 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
 - 二 国会を召集すること。
 - 三 衆議院を解散すること。
 - 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
 - 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及 び公使の信任状を認証すること。
 - 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
 - 七 栄典を授与すること。
 - 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
 - 九 外国の大使及び公使を接受すること。
 - 十 儀式を行ふこと。
- **オ**[基本的人権] 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法 が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び 将来の国民に与へられる。
- **カ**[平等原則] ①すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- **キ**[個人の尊重と公共の福祉] すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法 その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

ア	1	ウ
ェ	オ	カ
+		